

## 高額介護サービス費の算定誤りによる過少支給について

区が導入している介護保険システムのプログラムに誤りがあり、公費負担医療対象者における高額介護サービス費を過少支給していたことが判明し、令和4年2月3日にプレスリリースを行いました。

区は、早急に該当者への案内及び追加支給に係る手続等を進めます。

### 1 高額介護サービス費

高額介護サービス費は、同じ月に利用したサービスの利用者負担額が高額になった場合、全国一律の所得区分に応じて、その上限額を超えた費用を区市町村が支給する介護保険上の制度です。

区の支給対象は、約2,200人/月です（令和4年1月末現在）。

### 2 過少支給の概要

公費負担医療（難病患者に対する特定医療費の支給等）の対象となっている介護保険サービス（訪問看護等）を利用した要介護被保険者において、高額介護サービス費の算定に当たり、自己負担分を含めずに計算していたため、支給額に不足が生じました。

#### (1) 対象期間

令和2年1月～令和3年11月利用分 ※時効2年（介護保険法第200条）

#### (2) 対象者（見込み）

延べ67世帯（延べ76人） 計593件

#### (3) 合計金額（概算）

計1,059,574円（1人当たりの追加支給額は、最大104,996円～最少94円）

### 3 原因

高額介護サービス費の算定等における標準仕様については、公益社団法人国民健康保険中央会が作成しています。区が委託しているシステム会社は、その標準仕様を基にプログラムを構築しており、他の自治体と同様、過少支給が生じました。

なお、標準仕様は、全国の多くのシステム会社で使用されており、特別区においても、港区を含め22区で同様の過少支給が生じています。

#### 4 区の対応

(1) 高額介護サービス費の支給額の不足が見込まれる方に対し、お詫びと今後の手続に関するお知らせをお送りします。

その後、介護保険システムを改修し、追加支給額を確定させた段階で、速やかに追加支給を行います。

(2) 他の類似の制度への影響がないか、算定の確認や調査を継続します。

#### 5 今後のスケジュール (予定)

令和4年2月下旬 対象者への通知

3月下旬 介護保険システムを改修の上、対象者に追加支給